

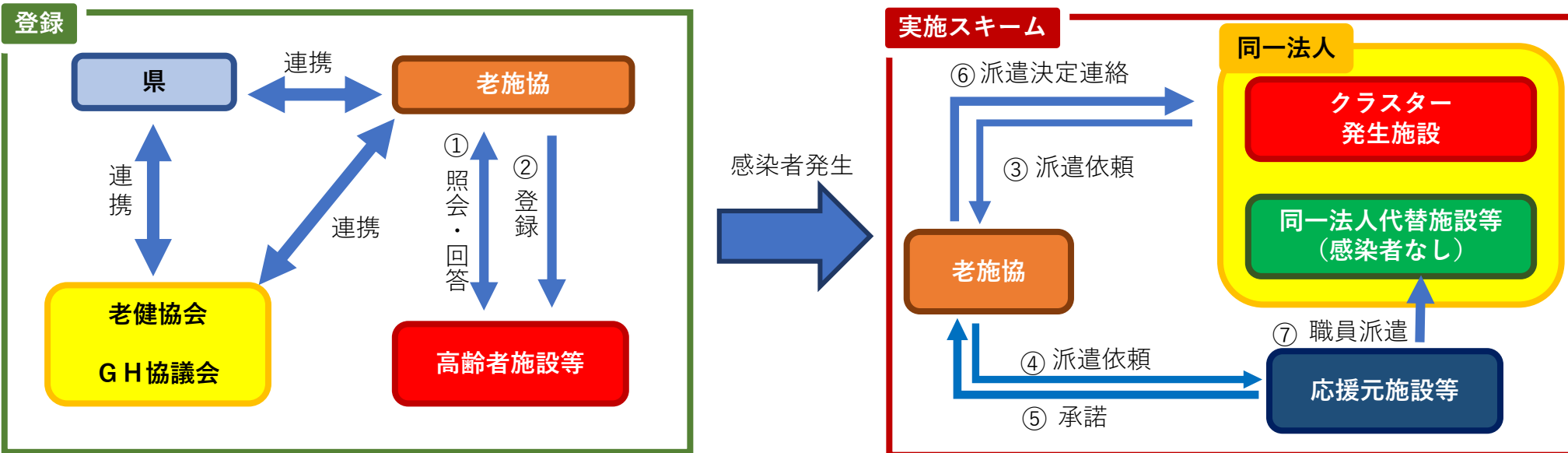
高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業スキーム

【事業の目的】 高齢者施設等で働く介護職員等の新型コロナウイルスへの感染に伴い、施設の感染拡大による介護職員等の不足により、施設等でのサービスの提供を継続することが困難な状況になる場合を想定し、応援職員の派遣システムを構築する。

※応援施設等の事前登録

※当該事業の実施(派遣制度)により感染者を発生させてはならないことから、応援職員の感染リスクの排除を前提とする。

※対象施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設など）



事業実施方法

①, ② 応援施設等の登録

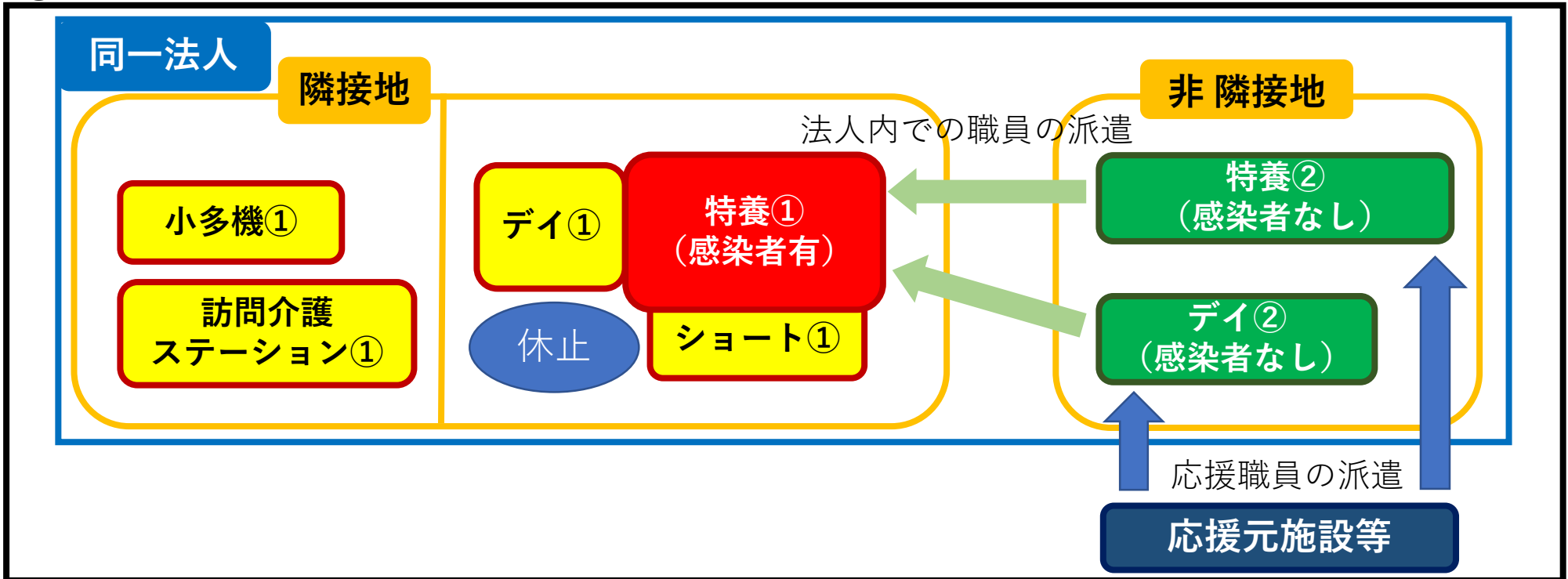
・老施協は応援職員の派遣が可能な施設等を所管する法人等に対し、応援施設等の登録有無等について照会の上、応援施設等の登録。

③, ④, ⑤, ⑥, ⑦ 派遣実施

- ・クラスターが発生し、同一法人間での職員の応援により手薄になった同一法人代替施設等に対して派遣受け入れを希望する場合は、当該法人は老施協に対して応援職員の派遣依頼を行う。
- ・老施協は登録応援施設等に対して職員の派遣の依頼を行う。応援元施設等から派遣の了承が得られた場合、当該の同一法人代替施設等に対して、応援職員の派遣を決定し派遣を行う。派遣期間は最大2週間（14日間）とする。
- ・応援職員を受け入れる同一法人代替施設等は、応援職員に対して行わせる業務内容を定め、応援職員に示す。（感染リスクの排除）
- ・応援職員の派遣に要する経費のうち、交通費、応援期間中の宿泊費を補助する。
- ・応援職員に対して、マスクや手袋などの衛生用品やユニフォーム等を準備する。

高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業イメージ

①同一法人内他施設への応援（玉突き支援）



②感染（疑い含む）のない利用者の代替受入

